

東金市地域防災計画

(資料編)

目 次

【条例・規則等】	資-1
東金市防災会議条例	資-1
東金市防災会議運営要綱	資-3
東金市災害対策本部条例	資-5
東金市地域防災計画に基づく防災対応マニュアル	資-7
【協定等】	資-20
【危険箇所等】	資-25
土砂災害警戒区域等	資-25
急傾斜地崩壊危険区域	資-29
山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）	資-30
浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	資-31
【基準等】	資-32
気象情報の種類と発表基準	資-32
被害認定基準	資-33
災害救助法による救助の内容等	資-37
防災倉庫設置箇所	資-40
避難施設	資-41
ヘリコプター臨時離発着場	資-43
応急仮設住宅の建設候補地	資-44

【条例・規則等】

東金市防災会議条例

昭和37年12月24日

条例第 21 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東金市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東金市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認めて任命する者

6 防災会議の委員の定数は、30名以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年9月26日条例第25号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年12月22日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月26日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第13号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第16号)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東金市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東金市の特別職等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年東金市条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

東金市防災会議運営要綱

平成4年3月6日
東金市防災会議議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、東金市防災会議条例（昭和37年東金市条例第21号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、東金市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議の必要があると認めるとき又は委員から要求のあったときは、会議を招集するものとする。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務代理)

第3条 条例第3条第4項の規定により会長に事故があるときにその職務を代理する者としてあらかじめ指名する委員は、副市長の職にある委員とする。

2 会長及び副市長の職にある委員に事故があるときは、次の順序で該当する委員が会長の職務を代理する。

第1位 教育長の職にある委員

第2位 総務部長の職にある委員

(権限の委任)

第4条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、当該委員が指名するものにその権限を委任することができる。

(専決処分)

第5条 会長は、防災会議の権限に属する事項のうち次に掲げるものについて、専決処分をすることができる。

(1) 関係行政機関等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。

(2) 東金市地域防災計画に記載した内容に関し、軽易な修正を行うこと。

(3) 防災会議によりあらかじめ決定した事項に関すること。

(4) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議で報告し、又は文書により委員に報告しなければならない。

(異動の報告)

第6条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 会長は、会議の終了後、速やかに議事録要旨を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総務部消防防災課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月27日から施行する。

東金市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、東金市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 26 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 17 号)

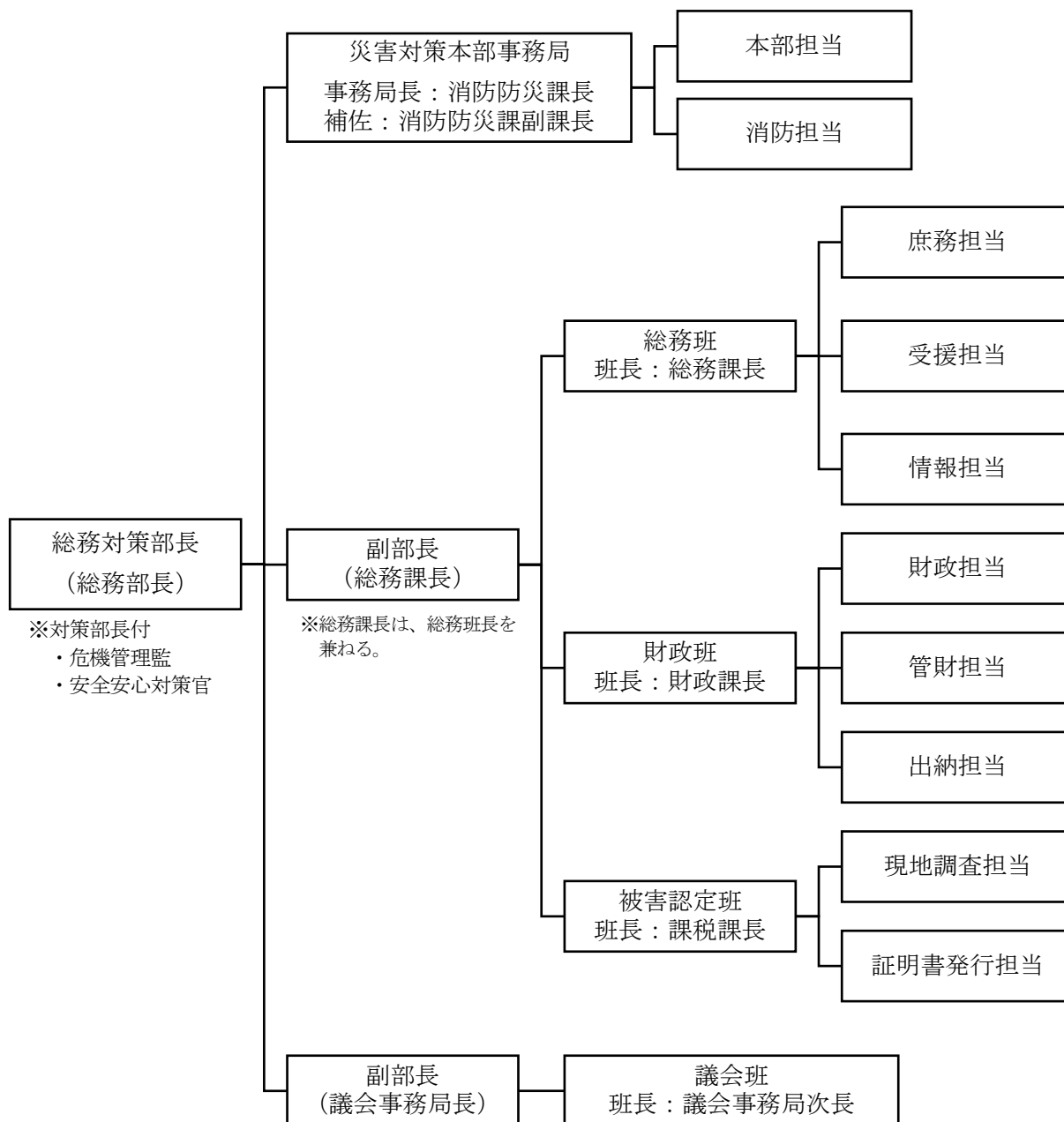
この条例は、公布の日から施行する。

東金市地域防災計画に基づく防災対応マニュアル
(概要版)

総務対策部行動計画

1 総務対策部の組織

東金市地域防災計画に定める「総務対策部」の組織は次のとおりとする。



災害対策本部会議

- ・対策部長が本部会議に出席した時は、副部長が対策部を指揮する。
- ・対策部長は連絡員を庶務担当の中から指名し、会議に出席させる。
- ・庶務担当は、本部会議において決定した事項について、対策部長からの指示を副部長に伝達する。

2 総務対策部の事務分掌

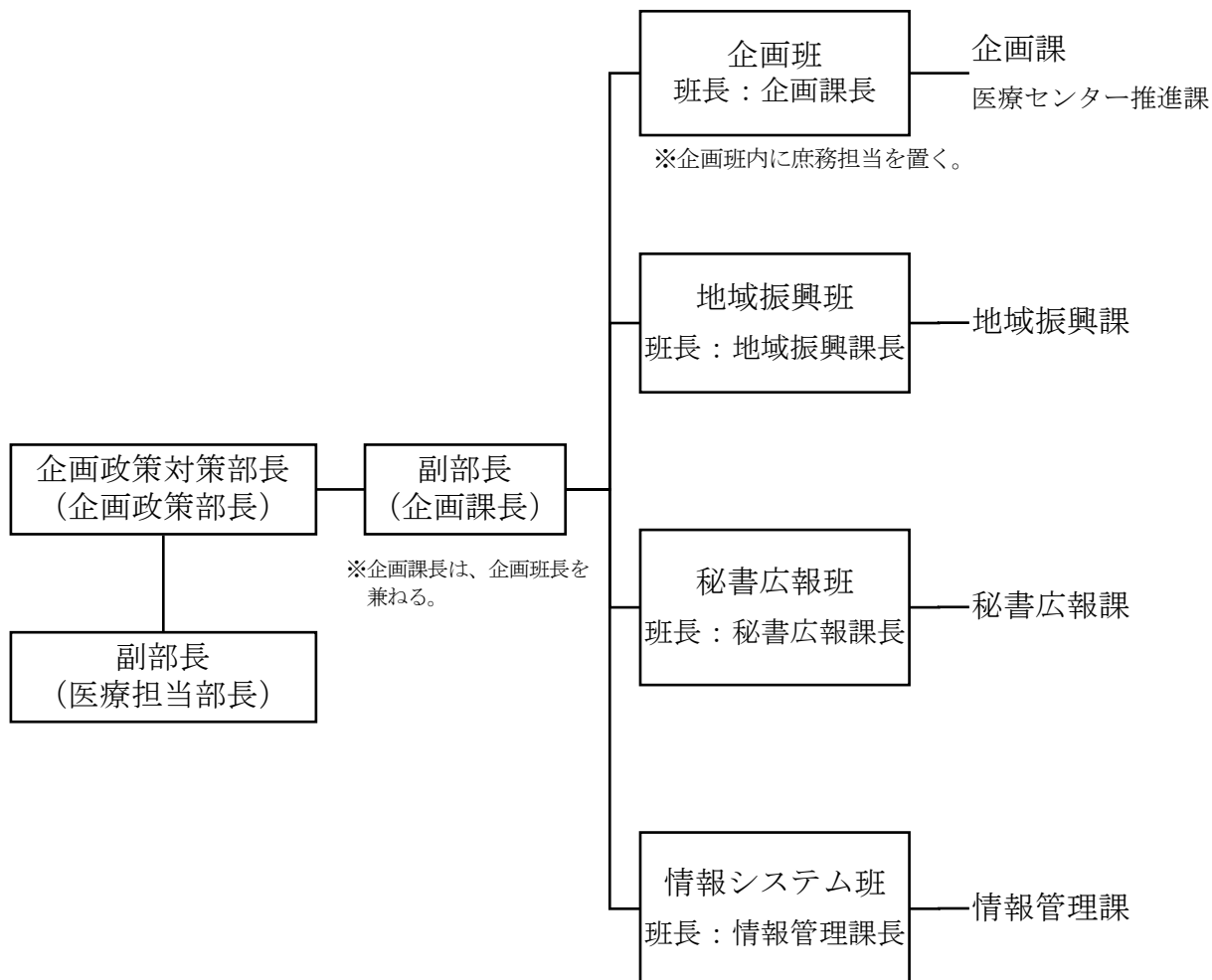
部	事務局・班（担当）	事務分掌	
総務対策部	災害対策本部事務局	本部担当	<p>本部の庶務に関すること。</p> <p>本部会議に関すること。</p> <p>職員の動員及び配備体制の決定に係る連絡に関すること。</p> <p>各種通信の確保に関すること。</p> <p>防災行政無線による関係機関又は市民への連絡に関すること。</p> <p>気象、地震、津波情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>千葉県防災情報システムによる報告に関すること。</p> <p>避難指示等の伝達に関すること。</p> <p>避難所等の開設場所の連絡調整に関すること。</p> <p>激甚災害指定の手続きに関すること。</p> <p>災害救助法事務に関すること。</p> <p>本部の移転及び仮設に関すること。</p>
		消防担当	消防団との連絡調整に関すること。
	総務班	庶務担当	総務対策部の庶務に関すること。
		受援担当	<p>県及び他市町村等への応援要請に関すること。</p> <p>自衛隊の派遣及び受入れに関すること。</p> <p>応援隊の受入れに関すること。</p> <p>災害対策従事者の食料等の調達に関すること。</p> <p>職員の動員及び配備体制の決定に係る連絡に関すること。</p>
		情報担当	<p>無線等による被害情報の収集及び集約に関すること。</p> <p>被害情報の確認に関すること。</p>
	財政班	財政担当	<p>災害対策の予算及び資金に関すること。</p> <p>災害対策に関わる物品の調達及び工事等の契約に関すること。</p>
		管財担当	<p>市所有車の配車計画及び車両の借上げに関すること。</p> <p>災害時緊急通行車両に関すること。</p> <p>庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。</p> <p>燃料の確保に関すること。</p>
		出納担当	<p>災害関係経費の出納に関すること。</p> <p>災害見舞金、義援金等の保管及び出納に関すること。</p>
	被害認定班	現地調査担当	住家等の被害認定調査に関すること。
		証明書発行担当	<p>罹災証明書及び被災届出証明書の発行に関すること。</p> <p>被災納税者の減免等に関すること。</p>
	議会班		議会関係者に対する連絡調整に関すること。

※各班及び担当は部内での協力体制を構築することとする。

企画政策対策部行動計画

1 企画政策対策部の組織

東金市地域防災計画に定める「企画政策対策部」の組織は次のとおりとする。



災害対策本部会議

- ・ 対策部長が災害対策本部会議に出席した時は、副部長が対策部を指揮する。
- ・ 対策部長は連絡員を部内職員の中から指名し、会議に出席させる。
- ・ 連絡員は、会議において決定した事項について、対策部長からの指示を副部長に伝達する。
- ・ 連絡員は、各班からの情報を対策部長に速やかに伝達し、対策本部との情報共有を図る。

2 企画政策対策部の事務分掌

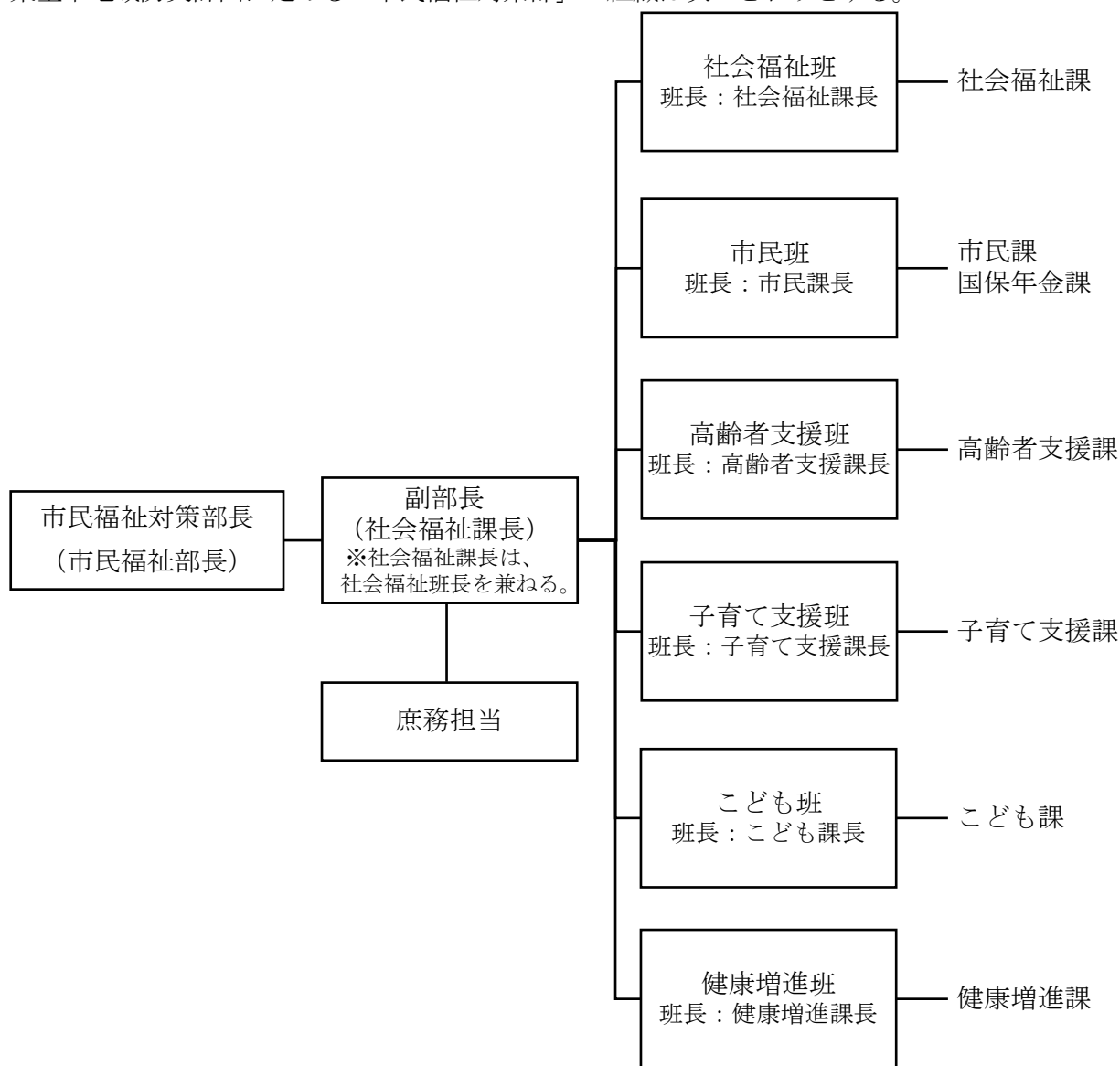
部	班	事務分掌
企画政策対策部	企画班	対策部内の庶務に関すること。 上水道施設の被害調査に関すること。 水道事業体の相互応援に関すること。 応急給水に関すること。 上水道施設の応急復旧に関すること。 (上記の業務は山武郡市広域水道企業団及び九十九里地域水道企業団との連携による。) 災害復興計画の策定に関すること。
	地域振興班	自治会との連絡に関すること。 公共交通機関の運行に関する情報の収集及び提供に関すること。 帰宅困難者対策に関すること コミュニティセンターの被害調査及び保全管理に関すること。
	秘書広報班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害広報に関すること。 報道関係機関との連絡に関すること。 被害状況等の撮影保存及び記録に関すること。 見舞者及び視察者の対応に関すること。
	情報システム班	情報システムに係る庁内運用支援及び調整に関すること。

※各班は、部内での応援体制を構築することとする。

市民福祉対策部行動計画

1 市民福祉対策部の組織

東金市地域防災計画に定める「市民福祉対策部」の組織は次のとおりとする。



災害対策本部会議

- ・ 対策部長が災害対策本部会議に出席した時は、副部長が対策部を指揮する。
- ・ 対策部長は連絡員を部内職員の中から指名し、会議に出席させる。
- ・ 連絡員は、会議において決定した事項について、対策部長からの指示を副部長に伝達する。
- ・ 連絡員は、各班からの情報を対策部長に速やかに伝達し、対策本部との情報共有を図る。

2 市民福祉部の事務分掌

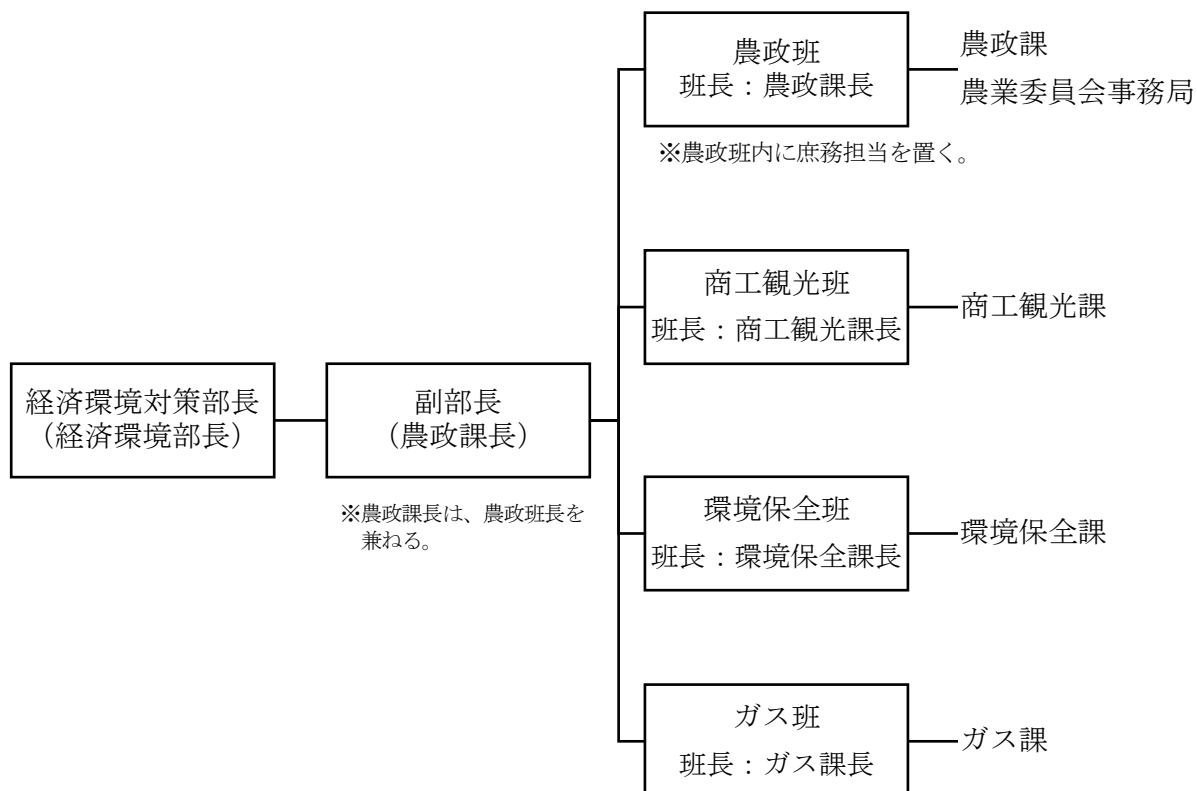
部	班・担当	事務分掌
市民福祉対策部	社会福祉班	<p>災害ボランティアの受入れに関する連絡調整に関すること。 被災者の生活相談に関すること。 災害援護資金に関すること。 災害弔慰金、見舞金、被災者生活再建支援金に関すること。 義援金の配分に関すること。 【社会福祉班、高齢者支援班、子育て支援班、こども班の共同事務】 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 避難所における要配慮者の支援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p>
	市民班	<p>避難所等の開設及び運営に関すること。 避難者の把握及び避難所の連絡調整に関すること。 人的被害の調査及び被災者台帳の作成に関すること。 遺体の収容、処理及び身元確認に関すること。 埋火葬に関すること。</p>
	高齢者支援班	<p>所管施設の利用者の避難に関すること。 【社会福祉班、高齢者支援班、子育て支援班、こども班の共同事務】 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 避難所における要配慮者の支援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p>
	子育て支援班	<p>所管施設の利用者の避難に関すること。 【社会福祉班、高齢者支援班、子育て支援班、こども班の共同業務】 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 避難所における要配慮者の支援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p>
	こども班	<p>園児等の避難及び保護に関すること。 災害時の応急保育に関すること。 【社会福祉班、高齢者支援班、子育て支援班、こども班の共同業務】 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 避難所における要配慮者の支援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p>
	健康増進班	<p>被災者の医療及び助産に関すること。 避難者の健康管理に関すること。 医薬品等衛生器材の確保、配分に関すること。 傷病者の搬送に関すること。 被災地の防疫及び消毒に関すること。 山武健康福祉センター及び医療機関との連絡調整に関すること。 東金市保健福祉センターの施設管理及び保全に関すること。 救護所の運営に関すること。</p>
	庶務担当	<p>部内の職員動員・配備に関すること。 部内所管事項(施設、団体等)に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関すること。</p>

※各班は、部内での応援体制を構築することとする。

経済環境対策部行動計画

1 経済環境対策部の組織

東金市地域防災計画に定める「経済環境対策部」の組織は次のとおりとする。



災害対策本部会議

- ・ 対策部長が災害対策本部会議に出席した時は、副部長が対策部を指揮する。
- ・ 対策部長は連絡員を部内職員の中から指名し、会議に出席させる。
- ・ 連絡員は、会議において決定した事項について、対策部長からの指示を副部長に伝達する。
- ・ 連絡員は、各班からの情報を対策部長に速やかに伝達し、対策本部との情報共有を図る。

2 経済環境対策部の事務分掌

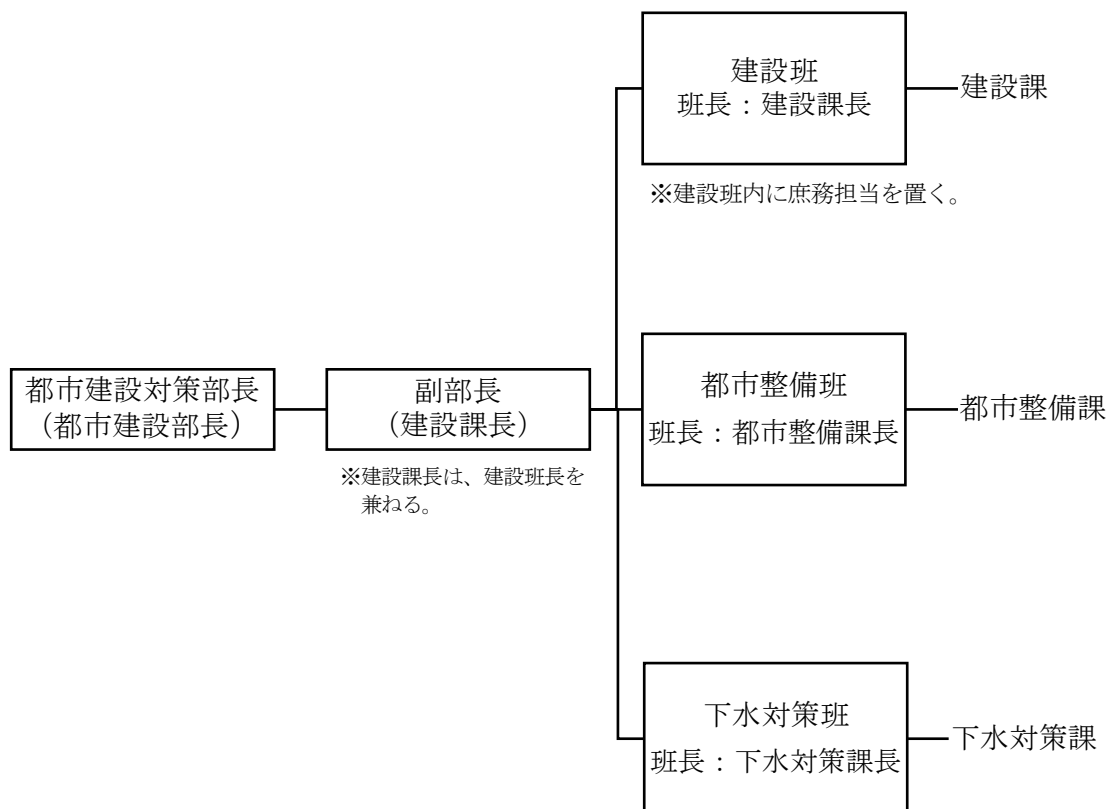
部	事務局・班（担当）		事務分掌
経済環境対策部	農政班	庶務担当	経済環境対策部の庶務に関する事。
		農政担当	農林業の災害対策に関する事。 食料及び生活必需品等の調達及び供給に関する事。 救援物資の受入れ、管理及び供給に関する事。 炊き出しの支援に関する事。 家畜等の防疫に関する事。 被災農家に対する緊急融資に関する事。 治山施設の応急対策に関する事。
	商工観光班	商工観光担当	食料及び生活必需品等の調達及び供給に関する事。 救援物資の受入れ、管理及び供給に関する事。 炊き出しの支援に関する事。 所管施設の被害調査及び災害対策に関する事。 被災商工業者に対する緊急融資に関する事。
	環境保全班	環境保全担当	清掃施設の被害調査に関する事。 放浪動物及び家庭動物の対応に関する事。 飲料水の安全確保に関する事。 被災地及び避難所等のし尿、塵芥等の処理に関する事。 仮設トイレの設置に関する事。 被災地の廃棄物状況調査及び処理方法に関する事。 環境モニタリングに関する事。
	ガス班	ガス担当	ガス施設の被害調査及び保全管理に関する事。 ガス施設の応急対策、復旧に関する事。 ガスに関しての災害に対する広報に関する事。 ガスの安全管理に関する事。 関係機関との連絡調整に関する事。 ガス関係業者への協力要請に関する事。

※各班及び担当は、部内での応援体制を構築することとする。

都市建設対策部行動計画

1 都市建設対策部の組織

東金市地域防災計画に定める「都市建設対策部」の組織は次のとおりとする。



災害対策本部会議

- ・ 対策部長が災害対策本部会議に出席した時は、副部長が対策部を指揮する。
- ・ 対策部長は連絡員を部内職員の中から指名し、会議に出席させる。
- ・ 連絡員は、会議において決定した事項について、対策部長からの指示を副部長に伝達する。
- ・ 連絡員は、各班からの情報を対策部長に速やかに伝達し、対策本部との情報共有を図る。

2 都市建設対策部の事務分掌

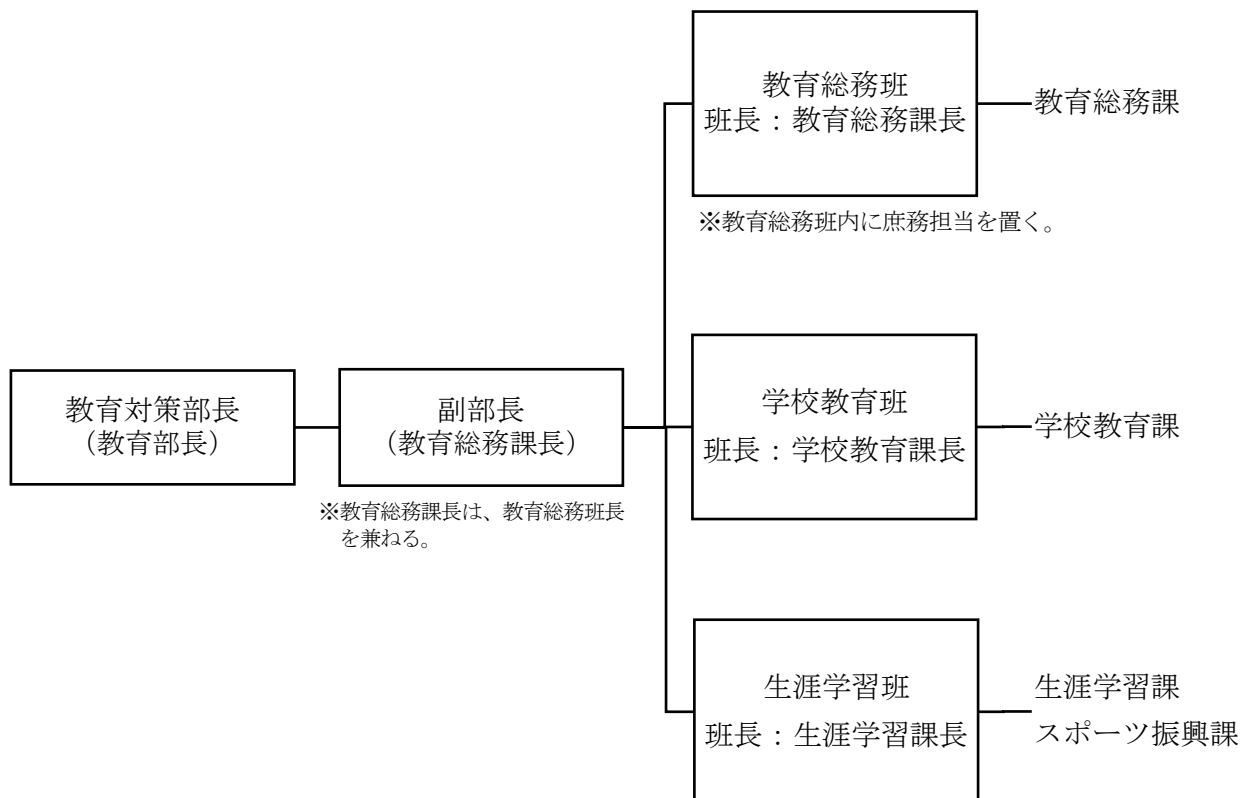
部	班 (担当)		事務分掌
都市建設対策部	建設班	庶務担当	部内の職員動員・配備に関する事。 部内所管事項(施設、団体等)に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関する事。
		現場担当	所管する道路、橋梁、河川所管施設の応急対策及び被害調査に関する事。 水防法に基づく水防活動に関する事。 道路規制等について、交通関係機関及びその他の関係機関との連絡調整に関する事。 所管施設の障害物の除去に関する事。 崖崩れの応急対策及び復旧に関する事。
	都市整備班	現場担当	住宅等の障害物の除去に関する事。 応急仮設住宅に関する事。 住宅の応急修理に関する事。 災害公営住宅の整備に関する事。 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関する事。 住家の被害認定調査の協力に関する事。 市営住宅及び公園施設の被害調査に関する事。
	下水対策班	現場担当	公共下水道及び農業集落排水施設の被害調査及び保安全管理に関する事。 公共下水道及び農業集落排水施設の復旧に関する事。 関係機関・業者への協力要請に関する事。

※各班及び担当は部内での応援体制を構築することとする。

教育対策部行動計画

1 教育対策部の組織

東金市地域防災計画に定める「教育対策部」の組織は次のとおりとする。



災害対策本部会議

- ・ 対策部長が災害対策本部会議に出席した時は、副部長が対策部を指揮する。
- ・ 対策部長は連絡員を部内職員の中から指名し、会議に出席させる。
- ・ 連絡員は、会議において決定した事項について、対策部長からの指示を副部長に伝達する。
- ・ 連絡員は、各班からの情報を対策部長に速やかに伝達し、対策本部との情報共有を図る。

2 教育対策部の事務分掌

部	班	事務分掌
教育対策部	教育総務班	部内の庶務に関すること。 教育関係施設の被害調査及び保全管理に関すること。 所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。
	学校教育班	所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。 園児、児童及び生徒の避難に関すること。 災害時の応急教育に関すること。 災害時の応急保育に関すること。 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関すること。 災害時における学校給食に関すること。
	生涯学習班	所管施設の利用者の避難に関すること。 所管施設の被害調査及び保全管理に関すること。 所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。 文化財の被害調査及び対策に関すること。

※各班は、部内での応援体制を構築することとする。

【協定等】

項目・ 分類	協定名	協定締結先	協定締結年月日 (最終変更年月日)	所管課
相互 応援 関係	千葉県広域消防相互応援協定	千葉県内市町村・一部事務組合	平成 4年 4月 1日	消防防災課
	東金市防災行政無線局（同報系）遠隔制御装置業務協定	山武郡市行政組合（消防本部）	平成 7年 3月15日 (平成25年 3月25日)	消防防災課
	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内市町村	平成 8年 2月23日	消防防災課
	災害時における東金市及び東金市内郵便局の協力に関する覚書	東金市内郵便局（代表東金郵便局）	平成10年 2月19日	消防防災課
	防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社	平成19年 9月20日 (平成29年 9月14日)	消防防災課
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年 2月25日	消防防災課
	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	一般社団法人地域環境資源センター	平成23年 6月13日	下水対策課
	災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	平成24年 8月10日	消防防災課
	災害時における避難所に関する覚書	九十九里町	平成24年11月 7日 (令和 2年 7月 1日)	消防防災課
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市 他63団体	平成25年 7月12日	消防防災課
	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書	千葉県建築士会山武支部	平成26年 3月18日	都市整備課
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	平成28年 4月 1日	消防防災課
	長野県安曇野市と千葉県東金市との災害時相互支援協定	長野県安曇野市	平成28年10月25日	消防防災課
	災害時における応急対策業務に関する協定	東金建設業協同組合	平成29年 3月22日	消防防災課
	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成30年 2月20日	下水対策課
	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	平成31年 2月12日	消防防災課
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 成田支社	令和 2年 8月25日	消防防災課
	大津波警報発表時における広域避難に関する覚書	大網白里市	令和 3年 2月 8日	消防防災課
	東金市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	社会福祉法人東金市社会福祉協議会	令和 3年 8月23日	社会福祉課

資料編

項目・ 分類	協定名	協定締結先	協定締結年月日 (最終変更年月日)	所管課
相互 応援 関係	災害時における災害復旧対策等 業務に関する協定書	公益社団法人 千葉県測量設計業協会	令和 4年11月 1日	消防防災課
	損害調査結果の提供及び利用に 関する協定	三井住友海上火災保険株 式会社	令和 4年 3月31日	課税課
	東金市・日本下水道事業団災害支 援協定	日本下水道事業団	令和 5年 3月 1日	下水対策課
	安全で安心なまちづくりの推進 に関する包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社	令和 5年 3月22日	消防防災課
	相互の持続的発展に向けた包括 連携協定	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	令和 5年 6月19日	地域振興課
	災害時における復旧活動及び防 災・減災活動の協力に関する協定	社会福祉法人東金市社会 福祉協議会、一般社団法人 全日本災害住宅リハビリ 協会	令和 5年 8月 8日	消防防災課
救急・ 救護・ 医療 関係	災害時の医療救護活動について の協定	一般社団法人 山武郡市医師会	平成 4年 3月18日 (平成21年12月22日)	消防防災課
	災害時における薬剤師会の協力 に関わる協定	山武郡市薬剤師会	平成 9年12月22日	消防防災課
	災害時の歯科医療救護活動につ いての協定	一般社団法人 山武郡市歯科医師会	平成10年10月 1日 (平成21年11月26日)	消防防災課
	災害時の医療救護活動についての覚書	医療法人静和会浅井病院	平成24年10月15日	消防防災課
	災害時における妊産婦等への応 急救護活動及び支援等に関する 協定	一般社団法人 千葉県助産師会	令和 5年 3月31日	健康増進課
避難所 関係	災害時における避難所施設利用 に関する覚書	城西国際大学	平成24年 9月27日	消防防災課
	災害発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定書	山武みどり学園、山武青 い鳥工房、カサ・ロサ・ダ、ワ ナホーム・ホブ 寮、ケホーム第2 (大網) ゆりの木荘、ゆ い、さくら、マンやまも も(東金) 光洋苑(山武)	平成25年 8月 1日	社会福祉課
	災害発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定	千葉県立東金特別支援学校	平成29年 3月21日	社会福祉課
	災害発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 ゆりの木会 (特別養護老人ホームゆりの木苑)	平成29年 3月22日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定書	社会福祉法人清規会 (特別養護老人ホーム芙蓉荘)	平成30年 3月22日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所 の設置運営に関する協定書	社会福祉法人福福会 (特別養護老人ホーム福福の里 特別養護老人ホーム福岡・福福の里)	平成30年 3月22日	高齢者支援課

資料編

項目・ 分類	協定名	協定締結先	協定締結年月日 (最終変更年月日)	所管課
避難所 関係	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人緑海会 (介護老人福祉施設両総)	平成30年 3月22日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	グループホーム五根の家(東金)、ウイズ(大網)、マリンハウス(大網)、JOB school.com(横芝光)、さんさんBe(山武)、グループホーム光と風(横芝光)、テイバービセンター大地棟(横芝光)、住宅型有料老人ホーム蒼空(横芝光)、なかよしハウス(山武)	平成30年 3月30日	社会福祉課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人清和会 (介護老人保健施設あさいケアセンター)	平成31年 3月 1日	高齢者支援課
	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	株式会社テアベロップ (HOTEL R9 The Yard東金)	令和 2年 4月28日	消防防災課
	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	株式会社クオール (ロイヤルイン菊水・東金)	令和 2年 4月28日	消防防災課
	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	ブリーズ・ベイ・イノベーション株式会社 (ホテル東金ヒルズ)	令和 2年 5月 7日	消防防災課
	災害発生時における施設の提供に関する協定	医療法人社団相佑会 山田歯科クリニック	令和 2年 5月26日	消防防災課
	避難所施設利用に関する協定書	公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団	令和 2年 8月20日	消防防災課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特定非営利活動法人 ちば地域生活支援舎 (五根の家小規模多機能ホーム、小規模多機能ホームふくおかの家)	令和 3年 8月 2日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	グリーンケアヴィレッジ株式会社 (東金なごみ館)	令和 3年 8月 2日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	SOMPOケア株式会社 (SOMPOケア東金小規模多機能)	令和 3年 8月 2日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	セントケア千葉株式会社 (セントケア看護小規模東金)	令和 4年 5月30日	高齢者支援課
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人日吉会 (特別養護老人ホームひまわり)	令和 4年 5月30日	高齢者支援課
	災害時等における施設利用協力に関する協定書	株式会社ガッテム	令和 5年 1月16日	消防防災課

資料編

項目・ 分類	協定名	協定締結先	協定締結年月日 (最終変更年月日)	所管課
物資 調達 供給 関係	千葉県防災用資機材の管理に関する協定書	千葉県	平成 8年 3月22日	消防防災課
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープ みらい	平成11年10月26日	消防防災課
	災害時における燃料供給に関する協定書	社団法人千葉県エール・ガス協会山武支部	平成15年 2月18日	消防防災課
	災害時における応急活動等の協力に関する協定書	イオン株式会社 (イオン東金店)	平成18年 6月26日	消防防災課
	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	東金市石油商組合加盟店	平成23年11月18日	消防防災課
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年 2月 6日	消防防災課
	災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社せんだう	平成24年 8月24日	消防防災課
	災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社カシミ	平成24年10月 9日	消防防災課
	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ベィシア	平成24年10月 9日	消防防災課
	災害時における物資の供給に関する協定	セツカートン株式会社	平成25年 2月 1日	消防防災課
	災害時における飲料用自動販売機内商品の提供に関する覚書	株式会社伊藤園 茂原支店	平成25年 5月 1日	消防防災課
	災害時における支援協力に関する協定	山武郡市農業協同組合	平成27年 1月13日	消防防災課
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に係る協力に関する覚書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成27年11月16日	消防防災課
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年11月 8日	消防防災課
	災害時における防災備蓄品の提供に関する協定	NEXUS株式会社 (D´ステーション東金店)	平成29年12月15日	消防防災課
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成29年 8月 4日	消防防災課
	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成30年 3月22日	高齢者支援課
	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	三協フロンテア株式会社	平成30年11月 1日	消防防災課
	災害時における電気車両等の支援に関する協定書	三菱自動車工業株式会社 千葉三菱コルト自動車販売株式会社	令和 2年 4月14日	消防防災課
	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定書	とらや包装資材株式会社	令和 2年 9月23日	消防防災課
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アグティオ	令和 3年 8月31日	消防防災課	

資料編

項目・ 分類	協定名	協定締結先	協定締結年月日 (最終変更年月日)	所管課
物資 調達 供給 関係	災害時における防災活動協力に関する協定書	株式会社千葉薬品	令和 3年10月 1日	消防防災課
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	西尾レンタル株式会社	令和 3年10月13日	消防防災課
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	令和 4年 3月23日	消防防災課
その他	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タクト ランニング株式会社	平成26年12月 5日	消防防災課
	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書	千葉県理容生活衛生同業組合東金支部	平成28年 2月12日	消防防災課
	東金市と株式会社千葉銀行との連携に関する協定書	株式会社千葉銀行	平成28年11月10日	企画課
	東金市と株式会社千葉興業銀行との連携に関する協定書	株式会社千葉興業銀行	平成28年11月10日	企画課
	東金市と株式会社京葉銀行との連携に関する協定書	株式会社京葉銀行	平成28年11月10日	企画課
	東金市と千葉信用金庫との連携に関する協定書	千葉信用金庫	平成28年11月10日	企画課
	東金市と山武郡市農業協同組合との連携に関する協定書	山武郡市農業協同組合	平成28年11月10日	企画課
	東金市と銚子商工信用組合との連携に関する協定書	銚子商工信用組合	平成28年11月10日	企画課
	東金市と銚子信用金庫との連携に関する協定書	銚子信用金庫	平成28年11月10日	企画課
	東金市及び東金市内郵便局との包括連携協定書	東金市内郵便局 (代表東金郵便局)	平成29年 3月22日	消防防災課
	連携協力に関する包括協定	一般社団法人YASSAWAVE	平成29年12月 8日	商工観光課
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年 3月 6日	消防防災課
	防災情報等の提供に関する協定書	ファーストメディア株式会社	令和元年 6月14日	消防防災課
	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	三友プラントサービス株式会社	令和 3年 3月 1日	環境保全課

【危険箇所等】

土砂災害警戒区域等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	東金市松之郷	金谷	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 11 月 6 日	千第 792 号	千第 794 号
2	東金市田間	後谷-a 後谷-b				
3	東金市台方	台方 2				
4	東金市東金	谷 2-a				
		谷 2-b				
		谷 2-c				
5	東金市油井	油井 1				
6	東金市油井	油井 2				
7	東金市大豆谷	大豆谷-a				
		大豆谷-b				
8	東金市小野	小野 1-a				
		小野 1-b				
9	東金市松之郷	松之郷 3				
10	東金市田中	田中 1				
11	東金市家之子	家之子 3				
12	東金市丹尾	丹尾 6				
13	東金市山田	山田 12-a				
		山田 12-b				
14	東金市東金	東金 3-a				
		東金 3-b				
15	東金市東金	東金 4-a				
		東金 4-b				
16	大網白里市養安寺・東金市山口	養安寺 1-a				
		養安寺 1-b				
17	大網白里市養安寺・東金市山口	養安寺 7-a				
		養安寺 7-b				
18	山武市姫島・東金市家之子	姫島		平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
19	東金市東金	岩崎 1		平成 26 年 2 月 12 日	千第 64 号	千第 65 号
20	東金市東金	岩崎 2				
21	東金市東金	上宿				
22	東金市台方	上宿 2				
23	東金市台方	台方				
24	東金市台方	台方 3				
25	東金市台方	台方 4				
26	東金市東金	谷 1				
27	東金市東金	馬場				
28	東金市田間	田間 2				
29	東金市家之子	家之子 2				
30	東金市家之子	家之子 12				
31	東金市家之子	家之子 13				
32	東金市山田	山田 6				
33	東金市山田	山田 7				
34	東金市山田	山田 14				
35	東金市丹尾	丹尾 1				
36	東金市丹尾	丹尾 2				
37	東金市丹尾	丹尾 3				
38	東金市丹尾	丹尾 5				
39	東金市丹尾	丹尾 7				
40	東金市油井	油井 3				

資料編

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
41	東金市油井	油井 7	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 12 日	千第 64 号	千第 65 号
42	東金市小野	小野 2				
43	東金市小野	小野 3				
44	東金市小野	小野 4				
45	東金市小野	小野 5				
46	東金市小野	小野 6				
47	東金市小野	小野 7				
48	東金市小野	小野 8				
49	東金市小野	小野 9				
50	東金市小野	小野 10				
51	東金市小野	小野 11				
52	東金市小野	小野 12				
53	東金市小野	小野 13				
54	東金市小野	小野 14				
55	東金市小野	小野 15				
56	東金市小野	小野 16				
57	東金市小野	小野 17				
58	東金市小野	小野 19				
59	東金市小野	小野 20				
60	東金市小野	小野 21				
61	東金市小野	小野 22				
62	東金市松之郷	松之郷 15				
63	東金市松之郷	松之郷 16				
64	東金市松之郷	松之郷 17				
65	東金市松之郷	松之郷 18				
66	東金市松之郷	松之郷 20				
67	東金市松之郷	松之郷 21				
68	東金市松之郷	松之郷 22				
69	東金市松之郷	松之郷 23				
70	東金市松之郷	松之郷 25				
71	東金市松之郷	松之郷 27				
72	東金市松之郷	松之郷 28				
73	東金市松之郷	松之郷 29				
74	東金市田中	田中 2				
75	東金市田中	田中 3				
76	東金市田中	田中 4				
77	東金市田中	田中 5				
78	東金市田中	田中 6				
79	東金市大豆谷	大豆谷 2				
80	東金市大豆谷	大豆谷 3				
81	東金市大豆谷	大豆谷 4				
82	東金市大豆谷	大豆谷 5				
83	東金市大豆谷	大豆谷 6				
84	東金市東金	東金 1				
85	東金市東金	東金 2				
86	東金市東金	東金 5				
87	東金市東金	東金 6				
88	東金市山口	山口 1				
89	東金市山口	山口 2				
90	東金市山口	山口 3				
91	東金市山口	山口 4				
92	東金市山口	山口 5				
93	東金市山口	山口 7				
94	東金市山口・田中	山口 8				
95	東金市山口	山口 10				

資料編

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号	
96	東金市山口	山口 11	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 2 月 12 日	千第 64 号	千第 65 号	
97	山武市姫島 ・東金市家之子	姫島 2		令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号	
98	山武市湯坂 ・東金市家之子	湯坂					
99	東金市東金	東金 7		令和 2 年 3 月 10 日	千第 120 号	千第 122 号	
100	東金市田間	田間 1				なし	
101	東金市道庭	道庭 1				千第 122 号	
102	東金市道庭	道庭 2					
103	東金市道庭	道庭 3					
104	東金市道庭	道庭 4					
105	東金市家之子	家之子 1					
106	東金市家之子	家之子 5					
107	東金市家之子	家之子 6					なし
108	東金市家之子	家之子 7					
109	東金市家之子	家之子 8					千第 122 号
110	東金市家之子	家之子 9					
111	東金市家之子	家之子 14					なし
112	東金市松之郷	松之郷 1					千第 122 号
113	東金市松之郷	松之郷 2					
114	東金市松之郷	松之郷 4					
115	東金市松之郷	松之郷 5					
116	東金市松之郷	松之郷 6					
117	東金市松之郷	松之郷 7					
118	東金市松之郷	松之郷 8					
119	東金市松之郷	松之郷 9					
120	東金市松之郷	松之郷 11					
121	東金市松之郷	松之郷 12					
122	東金市松之郷	松之郷 13					
123	東金市松之郷	松之郷 14					
124	東金市松之郷	松之郷 24					
125	東金市松之郷	松之郷 26					
126	東金市松之郷	松之郷 34					
127	東金市松之郷	松之郷 35					
128	東金市松之郷	松之郷 36					
129	東金市上布田	上布田 1				千第 122 号	
130	東金市上布田	上布田 2					
131	東金市上布田	上布田 3					
132	東金市上布田	上布田 4					
133	東金市上布田	上布田 5					
134	東金市上布田	上布田 6					
135	東金市上布田	上布田 8					
136	東金市極楽寺	極楽寺 1					
137	東金市極楽寺	極楽寺 2					
138	東金市極楽寺	極楽寺 3					
139	東金市極楽寺	極楽寺 4					
140	東金市極楽寺	極楽寺 5					
141	東金市極楽寺	極楽寺 6					
142	東金市極楽寺	極楽寺 7					
143	東金市極楽寺	極楽寺 8					
144	東金市極楽寺	極楽寺 10	なし				
145	東金市滝沢	滝沢 1	千第 122 号				
146	東金市滝沢	滝沢 2					
147	東金市滝沢	滝沢 3					
148	東金市滝沢	滝沢 4					

資料編

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
149	東金市滝沢	滝沢 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 10 日	千第 120 号	千第 122 号
150	東金市滝沢	滝沢 6				
151	東金市滝沢	滝沢 8				
152	東金市滝沢	滝沢 13				
153	東金市三ヶ尻	三ヶ尻 1				
154	東金市三ヶ尻	三ヶ尻 2				
155	東金市三ヶ尻	三ヶ尻 3				
156	東金市山田	山田 1				
157	東金市山田	山田 2				
158	東金市山田	山田 3				
159	東金市山田	山田 4				
160	東金市山田	山田 5				
161	東金市山田	山田 9				
162	東金市山田	山田 10				
163	東金市山田	山田 11				
164	東金市山田	山田 13				
165	東金市山田	山田 15				
166	東金市油井	油井 5				
167	東金市山口	山口 9				
168	東金市酒蔵	酒蔵 1				

急傾斜地崩壊危険区域

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定 番号	告示番号
岩崎	岩崎	9,706.17	昭和46年 5月 1日	8	千第405号の2
谷	谷	31,623.94		9	
馬場	馬場	12,648.74	昭和47年 9月26日	19	千第661号
上宿	東金	5,774.47	昭和53年 4月14日	49	千第377号
新宿	東金新宿	18,690.03	昭和56年 2月24日	77	千第171号
台方	台方	22,264.33	昭和58年11月29日	114	千第944号
道庭	道庭	4,521.14	昭和59年 3月 2日	117	千第178号
道庭の2	道庭	14,867.87	昭和60年10月 1日	174	千第976号
松之郷	松之郷	7,660.14	昭和62年 3月31日	202	千第331号
家之子	家之子	27,690.97	昭和63年 3月29日	236	千第269号
上宿2	東金	10,936.08	平成 元年 8月22日	249	千第775号
松之郷の2	松之郷	14,240.45	平成 3年 2月19日	269	千第120号
			平成18年 3月31日		千第286号
油井	油井字油井根	28,568.99	平成 8年11月 1日	363	千第974号
田中	田中	1,720.39	平成11年 1月18日	384	千第27号
田間	田間	4,108.92	平成11年 1月22日	385	千第30号
松之郷の3	松之郷	14,735.97	平成13年 5月11日	433	千第599号
東金金谷	金谷	23,796.68	平成13年 5月11日	434	千第600号
台方の2	台方	9,915.38	平成18年 7月14日	485	千第697号
田間2	田間、松之郷	13911.22	平成22年 9月 3日	508	千第644号

(県土整備部河川環境課)

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

地区番号	市町村	大字	字
001	東金市	上布田	下田
002	東金市	丹尾	坂東
003	東金市	高足	居下
004	東金市	小野	十二ヶ谷
005	東金市	大豆谷	谷前
006	東金市	台方	花輪
007	東金市	東金 1	谷
009	東金市	東金	谷
010	東金市	東金	山王台
011	東金市	田間 1	白折
012	東金市	田間 2	峯下
013	東金市	道庭	東
014	東金市	山口 1	向城下
015	東金市	山口 2	長谷
016	東金市	松之郷	金谷
017	東金市	田間	百打
018	東金市	台方	大作
019	東金市	家の子	宿奈阿
020	東金市	山田	菱田
021	東金市	大豆谷	村前
022	東金市	小野	小作
023	東金市	東金 2	谷
024	東金市	丹尾	大関

(農林水産部森林課)

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

浸水想定区域内

No	名 称	所在地
1	特別養護老人ホーム福岡福福の里	東中島 97-1
2	住宅型有料老人ホームボブ・ハウス	下谷 165-2
3	グループホームガーデンコート東金	堀上 944
4	グループホームわかば	田間 855-12
5	特別養護老人ホームひまわり	砂古瀬 316-1
6	けあビジョンホーム東金	砂古瀬 424-14

土砂災害警戒区域内

No	名 称	所在地
1	特別養護老人ホーム芙蓉荘	家之子 2010-3
2	グループホーム咲顔	東金 1371-1

【基準等】

気象情報の種類と発表基準

(銚子气象台 警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在) より)

府県予報区：千葉県				
一次細分区域：北東部				
市町村等をまとめた地域：山武・長生				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
	洪水		流域雨量指数基準	真亀川流域=12.5、作田川流域=20.3、南白亀川流域=14.9
			複合基準 ※1	真亀川流域=(8、11.2)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	94
	洪水		流域雨量指数基準	真亀川流域=6.7、作田川流域=16.2、南白亀川流域=11.9
			複合基準 ※1	真亀川流域=(5、6.7)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏期（最低気温）：銚子地方气象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬期（最低気温）：銚子地方气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象測候所で-5℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

被害認定基準

(千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引きより抜粋)

区分	被害項目	認定基準	具体的例
人的被害			●被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告を行う。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	●当該被害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	●重症又は軽傷の別が明らかでない場合はとりあえず負傷者として報告する。 ●要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療できる見込みのものとする。	●中等症と診断された者について、先の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽症者とする。
住家被害		住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	●別荘等で現に人が居住していないものは「非住家」として扱う。 ●倉庫時は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害が生じた場合は、「住家被害」として計上する。 ●店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 ●「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 ●アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	

資料編

区分	被害項目	認定基準	具体的例
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	●屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	●アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に住居する世帯数のみではなく、その建物に住居する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に住居する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	●別荘等で現に人が居住していないものは「非住家」として扱う。 ●倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場所で、当該居住部分に被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し非住家被害としては計上しない。 ●店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い店舗部分は「非住家」として扱う。 また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	●文教施設・港湾・清掃施設等別に項目のあるものは、「公共建物」には含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	●店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は「非住家・その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	●一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第1条第11項に規程する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）とする。	
り災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は含めない。	●寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする	
り災者	り災世帯の構成員とする。		

資料編

区分	被害項目	認定基準	具体的例
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ●高速自動車国道、一般道路、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない。） ●道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、交通規制・道路被害液状化による陥没等が該当する。 ●道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が摘要され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上、その他の施設若しくは沿岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 ●溢水は被害として計上しないが、その状況を報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第18号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	●漁港「港湾」には含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	●砂防設備とは、砂防ダム・流路工事の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	●ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	●豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を中止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	●通信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害には含めない。	

資料編

区分	被害項目	認定基準	具体的例
その他	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	●発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	●地域により停電の時間帯が異なる場合は地域ごとにそれぞれ最も多く停電した時点における戸数を合計する。
	海 岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		●断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	●地域により断水の時間帯がことなる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	●地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 ●各家庭に取付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止されたような場合は、被害に含めない。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		
活動体制	庁内各部署 市 町 村 消 防 本 部 警 察 本 部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	●配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 ●消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

災害救助法による救助の内容等

千葉県災害救助法施行細則による

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円 (加算額) 冬季(10～3月)別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格：1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額：1戸当たり6,285,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 仮設住宅に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施することができる。 3 供与期間 最高2年以内								
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,180円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
		区分			6人以上1人増すごとに加算							
		単位百円				1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
		全壊 全焼 流失				夏	187	240	356	425	539	78
						冬	310	401	558	653	822	113
半壊 半焼 床上浸水	夏	61	82	123		150	189	26				
	冬	99	129	183	218	274	36					
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…(国民健康保険診療報酬の)額以内 3 施術者(協定料金の額以内)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上								

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり半壊(焼)655,000円以内 半壊(焼)に準ずる程度の損傷318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,700円 中学校生徒1人当たり5,000円 高等学校等生徒1人当たり5,500円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上)213,800円以内 小人(12才未満)170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者	(洗浄・消毒等) 1体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
住宅関係の障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額（1人1日当たり）	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	医師・歯科医師 24,700 円以内 薬剤師等 14,300 円以内 保健師、助産師、看護師等 14,100 円以内 救急救命士 13,300 円以内 土木技術・建築技術者 13,900 円以内 大工 24,800 円以内 左官 26,900 円以内 とび職 27,300 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

防災倉庫設置箇所

番号	設置場所	所在地
1	東金市役所	東岩崎 1-1
2	東小学校	田間 1188
3	日吉台小学校	日吉台 2 丁目 32-1
4	東金中学校	堀上 111
5	城西小学校	台方 74-2
6	豊成地区コミュニティセンター	関内 564-3
7	正気小学校	家徳 34
8	福岡地区コミュニティセンター	砂古瀬 426-1
9	旧源小学校	上布田 385
10	丘山小学校	丹尾 4-2
11	東岩崎緑地	東岩崎 1-10
12	東岩崎緑地	東岩崎 1-10

防災倉庫設置箇所 12 か所、アルミ合板コンテナ(床面積 14.4m²)

資料編

避難施設

No	名 称	所 在 地	施 設 種 別	
			避難所	避難場所
1	第1保育所	東金 194-2		○
2	上宿三角公園	東金 202-5		◎
3	新宿児童遊園	東金 957-7		○
4	千葉県立東金高等学校	東金 1410	◎	◎
5	谷児童公園	東金 1435-1		◎
6	西公園	東上宿 4		◎
7	南公園	東上宿 22		◎
8	木島下公園	南上宿 5		◎
9	阿部倉下公園	南上宿 35		◎
10	東岩崎緑地	東岩崎 1-10		◎
11	東金中央コミュニティセンター	東岩崎 1-20	◎	◎
12	東金中央公園	東岩崎 1-21		◎
13	鶉嶺小学校	東岩崎 24-1	◎	◎
14	北公園	東新宿 3		◎
15	東公園	東新宿 16		◎
16	北中学校	日吉台 1 丁目 20	◎	◎
17	谷台公園	日吉台 1 丁目 349-18		◎
18	花輪公園	日吉台 2 丁目 10		◎
19	手矢公園	日吉台 2 丁目 3		◎
20	日吉台小学校	日吉台 2 丁目 32-1	◎	◎
21	道祖神公園	日吉台 3 丁目 962-74		◎
22	丸山公園	日吉台 4 丁目 772-5		◎
23	松葉公園	日吉台 5 丁目 19-6		◎
24	木戸公園	日吉台 6 丁目 24		◎
25	宇治公園	日吉台 7 丁目 2-22		◎
26	黒田公園	日吉台 7 丁目 15		◎
27	東金文化会館	八坂台 1 丁目 2107-3	◎	◎
28	中山公園	八坂台 4 丁目 1-18		◎
29	神ノ山公園	八坂台 4 丁目 14-16		◎
30	東中学校	田間 953-1	◎	◎
31	東小学校	田間 1188-2	◎	◎
32	千葉学芸高等学校	田間 1999	◎	◎
33	城山公園	田間 2064-40		◎
34	末無公園	田間 1 丁目 9		◎
35	新町公園	田間 2 丁目 6		◎
36	宮之下公園	田間 2 丁目 47		◎
37	田間中央公園	田間 3 丁目 8		◎
38	第2保育所	田間 3 丁目 14-6		○
39	倉の内公園	田間 3 丁目 44		◎
40	東金中学校	堀上 111	◎	◎
41	嶺南幼稚園	堀上 947-2		○
42	東金アリーナ	堀上 1361-1	◎	◎
43	千葉県立東金特別支援学校	北之幸谷 502	◎※	◎
44	北之幸谷児童遊園	北之幸谷 1067-2		○
45	城西小学校	台方 74-2	◎	◎
46	城西幼稚園	台方 131-1		○
47	西中学校	台方 1327-1	◎	◎
48	東金青年の森公園	松之郷 186		◎
49	千葉県立東金青少年自然の家	松之郷 270	◎	◎
50	千葉県立東金商業高等学校	松之郷 1641-1	◎	◎

資料編

No	名 称	所 在 地	施 設 種 別	
			避難所	避難場所
51	公平幼稚園	道庭 360		○
52	求名第1公園	道庭 987-1		◎
53	求名第4公園	道庭 987-128		◎
54	求名第6公園	道庭 1193-5		◎
55	求名第7公園	道庭 1193-99		◎
56	公平地区コミュニティセンター	家之子 885-3		○
57	千葉県立農業大学校	家之子 1059	◎	◎
58	城西国際大学	求名 1	◎	
59	求名第5公園	求名 2-44		◎
60	求名第3公園	求名 16-67		◎
61	求名第2公園	求名 37-4		◎
62	福俵児童遊園	福俵 1090-1		○
63	福俵駅前東公園	西福俵 16-1		◎
64	大和幼稚園	西福俵 66		○
65	福俵駅前西公園	西福俵 67		◎
66	大和地区コミュニティセンター	田中 784-1		○
67	山口児童遊園	山口 1045		○
68	丘山地区コミュニティセンター	小野 101-4		○
69	丘山幼稚園	丹尾 4-2		○
70	丘山小学校	丹尾 4-2	◎	◎
71	大関公園	油井 151-9		◎
72	吹上公園	油井 168-156		◎
73	深山公園	油井 188-1		◎
74	千葉県立東金高等技術専門校	油井 1061-6	◎	◎
75	ひすい公園	季美の森東 1丁目 6-9		◎
76	さくら公園	季美の森東 1丁目 15-8		◎
77	わかば公園	季美の森東 2丁目 590-4		◎
78	正気小学校	家徳 34-1	◎	◎
79	家徳スポーツ広場	家徳 260-1		◎
80	正気幼稚園	広瀬 141-1		○
81	正気地区コミュニティセンター	広瀬 482-6		○
82	薄島児童遊園	薄島 797		○
83	豊成小学校	関内 550-1	◎	◎
84	豊成地区コミュニティセンター	関内 564-3		○
85	豊成こども園	関内 724		○
86	武射田児童遊園	下上武射田入会地 12		○
87	やすらぎの家	東中 906		○
88	第3保育所	前之内 6-1		○
89	福岡小学校	砂古瀬 422-1	◎	◎
90	福岡地区コミュニティセンター	砂古瀬 426-1		○
91	福岡こども園	砂古瀬 476-1		○
92	妙経寺	大沼田 457		○
93	滝沢青年館	滝沢 127-1		○
94	源地区コミュニティセンター	上布田 22-1		○
95	旧源小学校	上布田 385	◎	◎
96	旧源幼稚園	極楽寺 845-10		○

◎…災害対策基本法第49条に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を受けているもの。

※…指定避難所のうち、指定福祉避難所の指定を受けているもの。

ヘリコプター臨時離発着場

離発着場 名 称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消 防署か ら(m)	避難所等と の競合
	地名・地番	座標 (60 進)		幅×長さ (m)	区 分		
東金中学校	堀上 111 番地	N 35° 33' 17" E140° 22' 14"	教育長 (学校長)	170×110	大	2,800	指定緊急避 難場所
東中学校	田間 953 番地 1	N35° 34' 13" E140° 22' 56"	教育長 (学校長)	100×110	大	2,600	指定緊急避 難場所
西中学校	台方 1327 番地 1	N 35° 33' 02" E140° 20' 44"	教育長 (学校長)	100×120	大	5,300	指定緊急避 難場所
日吉台小学校	日吉台 2 丁目 32 番地 1	N35° 34' 21" E140° 20' 41"	教育長 (学校長)	50×100	中	6,100	指定緊急避 難場所
福岡小学校	砂古瀬 422 番 地 1	N35° 30' 47" E140° 22' 44"	教育長 (学校長)	70×120	中	5,400 m	指定緊急避 難場所
家徳スポーツ 広場	家徳 260 番地 1	N35° 33' 00" E140° 23' 12"	東金文化スポ ーツ振興財団 理事長	100×110	大	1,000	指定緊急避 難場所
東金青年の森運 動公園	松之郷 186 番地	N35° 34' 41" E140° 22' 21"	東金文化スポ ーツ振興財団 理事長	90×70	中	3,700	指定緊急避 難場所
県立東金商業 高等学校	松之郷 1641 番 地 1	N35° 34' 43" E140° 21' 49"	千葉県教育庁	70×150	中	4,200	指定緊急避 難場所
千葉県農業 大学校	家之子 1059 番	N35° 35' 18" E140° 22' 42"	千葉県知事	100×110	大	5,100	指定緊急避 難場所
城西国際大学高 円宮殿下記念ス ポーツパーク (サッカー場)	家之子 508 番 地 3	N35° 35' 04" E140° 23' 39"	学長	68×105	中	6,100	なし

応急仮設住宅の建設候補地

(1) 城西小学校	75 戸	(2) 東金中学校	317 戸
(3) 東小学校	55 戸	(4) 東中学校	198 戸
(5) 鵠嶺小学校	42 戸	(6) 公平幼稚園	18 戸
(7) 豊成小学校	58 戸	(8) 正気小学校	75 戸
(9) 家徳スポーツ広場	115 戸	(10) 福岡小学校	77 戸
(11) 丘山小学校	58 戸	(12) 旧源小学校	12 戸
(13) 日吉台小学校	58 戸	(14) 西中学校	186 戸
(15) 北中学校	107 戸		
			計 1,451 戸